

【つなげる】(P 30～34)

- ① 《新規》 福まちパワーアップ事業の拡充
- ② 地域の福祉活動計画づくり
- ③ 《新規》 地区福まちコーディネート機能強化事業の実施
- ④ 地区福まち、福祉推進委員会の日常生活支援活動の推進
- ⑤ 地域福祉活動にかかわる「活動事例集」や「マニュアル」等の作成・発行
- ⑥ 市民活動フォーラムの開催
- ⑦ 見守り・訪問活動強化事業の実施（見守りの啓発に向けた取組）
- ⑧ 《新規》 地区福まちと民間事業者等による重層的な見守りの体制づくりに向けた取組
- ⑨ 地区福まち拠点活性化事業の実施（レベルアップ）
- ⑩ 自主財源強化に向けた支援
- ⑪ 新たな福祉人材の発掘への支援
- ⑫ 在宅生活を支える方々への支援～ケアマネジャー・ホームヘルパー・訪問看護師による在宅（介護）生活に関する助言や指導
- ⑬ ふれあい・いきいきサロン縁結び事業の実施（レベルアップ事業）
- ⑭ 生活支援体制整備事業
- ⑮ 地域との連携を大切にした地域包括ケアの推進～地域ケア会議の開催～
- ⑯ 権利擁護関係団体との連携
- ⑰ 障がい者関係団体との連携の強化
- ⑱ 情報センター管理運営事業
- ⑲ 社会福祉総合センター管理運営事業
- ⑳ 民児協との連携
- ㉑ 老施協との連携
- ㉒ 身障連協との連携

【つなげる】

事業	事業内容	実績等 (H28)
①福まちパワーアップ事業の拡充 【新規】	地区福祉のまち推進センターの見守り訪問を中心とする日常生活支援活動を拡充するため、各区1～2地区を指定し、ワークショップによる情報・意見交換(年2回)と、福祉推進委員会(単位町内会)訪問による研修等を実施する。(指定期間は1地区：1年間)	《実施地区》 3区4地区
②地域の福祉活動計画づくり	地区社会福祉協議会及び福祉のまち推進センターの関係者を中心に、住民の困りごとや地域の福祉課題を把握し、その解決に向けた取り組みをPDCAのサイクルにて計画的かつ段階的に進めていくため、地区の計画を策定する。	《実施地区》 1地区2年間 (新川地区)
③地区福まちコーディネート機能強化事業の実施 【新規】	地区福祉のまち推進センターが福祉推進委員会等を支援・調整する力及び福祉推進委員会等が発見した困りごとの解決等を支援・調整する力を高めるため、コーディネーターの養成・配置等に向けて区社協が全面的に支援する。	《区別講座参加者》 87地区286人 《全体講座参加者》 156人
④地区福まち、福祉推進委員会の日常支援活動の推進	生活支援が必要な方への見守り訪問を中心とする日常生活支援活動を更に推進するため、単位町内会福祉部及び福祉推進委員会の活性化、福祉推進委員会の設置を地区福祉のまち推進センターと協力して進める。	《設置数》 1,270単町
⑤地域福祉活動にかかわる「活動事例集」や「マニュアル」等の作成・発行	地区福祉のまち推進センターを中心とする地域福祉活動の充実、取り組みを推進するための手引き書や先駆的な活動を普及拡大するための事例集等を作成する。	《作成発行数》 12,000部発行
⑥市民活動フォーラムの開催	地区福祉のまち推進センター等が取り組んでいる活動内容を広く市民や関係団体に発信し、情報共有を図ることで地域福祉をより一層推進することを目的に市民活動フォーラムを開催する。	《参加者数》 888人
⑦見守り・訪問活動強化事業の実施(見守りの啓発に向けた取組)	ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦世帯などの孤立、孤立死等を未然に防ぎ、早期発見するため、市民の地区福祉のまち推進センターや見守り訪問に対する意識啓発と参加促進を行います。	《啓発方法》 ポスター等の掲示や各種グッズの作成・配布などで「見守り・訪問の日」(毎月3日)をPR。ポスター1,510枚配布

<p>⑧ 地区福まちと民間事業者等による重層的な見守りの体制づくりに向けた取組【新規】</p>	<p>地区福祉のまち推進センター等による見守り訪問活動と、民間事業者による見守り訪問活動が連携し、地域での重層的な見守り訪問体制が構築できるよう、地域組織や民間事業者、行政等による会議（地域見守りネットワーク推進会議）を市社協（市域会議）と各区社協（区域会議）が開催し、具体的なネットワークづくりを進めます。</p>	<p>《市域ネットワーク会議》 年2回開催 《区域ネットワーク会議》 各区年1～2回開催</p>
<p>⑨ 地区福まち拠点活性化事業の実施（レベルアップ）</p>	<p>地区福祉のまち推進センターが、住民の困りごとや福祉推進委員会等が把握したニーズを調整、解決へと導く場（相談機能）、更に福祉推進委員会をはじめ地域関係者等が地域の福祉情報を共有・発信する場（情報の共有と発信機能）として、活動拠点の活性化を図るよう、地区福まちコーディネート機能強化事業と連動し進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○運営委員及び事務局員等に対する地区福まちコーディネート機能の理解促進（事務局員の配置等） ○コーディネーターの養成・配置による相談機能の拡充 ○専門機関や職能団体との連携による専門相談の実施 ○活動拠点の効果的な活用にかかわる活動事例集や相談対応の手引きなどの作成 	<p>《活動拠点の開設》 63地区 《拠点での相談活動》 38地区 《活動事例集・手引き》 12,000部発行</p>
<p>⑩ 自主財源強化に向けた支援</p>	<p>地区福まちの活動財源強化を支援するため、各種の行政・民間団体等が実施する助成制度の情報を収集のうえ分かりやすく整理し、地区福まち等の関係者に情報提供する。また、福まち活動者を含めて地域福祉活動者向けに「ファンドレイジング研修」を実施して財源強化の考え方やノウハウを提供する。</p>	<p>《助成金情報の提供》 年1回 《ファンド研修開催》 年1回</p>
<p>⑪ 新たな福祉人材の発掘への支援</p>	<p>個人登録ボランティア、ボランティア活動センター受講者、地域見守りサポーター養成講座修了生、ふれあい・いきいきサロンボランティア等と福まちとの「顔合わせ」の仕組みづくりを進め、見守り活動の人材発掘を支援します。</p>	

⑫在宅生活を支える方々への支援	<p>地区福まち活動との連携により、介護支援専門員・ホームヘルパー・訪問看護師が、在宅療養生活に関する意識や技術を助言・指導します。</p>	
⑬ふれあい・いきいきサロン縁結び事業の実施(レベルアップ事業)	<p>住民の孤立防止・仲間づくり・生きがいづくりなど、様々な効果・成果を上げているサロン活動の拡大を図るため、広報紙・ホームページなどによる市民に対する普及・啓発を進めます。また、サロン運営団体やサロン開設を考えている人向けに、人（活動者の確保と協力ボランティア紹介）や、場所（開催場所の工夫や会場提供の紹介）を中心とした情報を提供し、サロンの効果的な運営や継続的な開催支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人・場所の情報提供を広報誌やホームページで実施 ○参加対象となる高齢者・障がい児者・子育て親子向けにサロン情報一覧の作成配布 	<p>《サロン登録数》 704サロン 《サロン情報一覧》 年4回</p>
⑭生活支援体制整備事業(第1・2層運営業務)	<p>地域における高齢者の生活支援ニーズや社会資源を把握することを基本とし、そのニーズに対して住民が主体的に支え合い活動に参画するよう働きかけを行い、支え合いの仕組みづくりを進めます。</p>	<p>《全市単位の協議体の運営》 年2回 《市民向け生活支援シンポジウム》 年1回 《社会資源一覧表の作成》 年1回</p>
⑮地域との連携を大切にした地域包括ケアの推進～地域ケア会議の開催～	<p>総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援及び介護予防ケアマネジメント業務を通じ、地域の高齢者の自立支援を支えるとともに、生活支援コーディネーター等との連携により地域包括ケア体制の構築を図ります。</p> <p>地域包括ケアを推進するために、制度上のサービス等の利用のみではなく、「地域ケア会議」の開催を通じ関係機関や関係者と連携しながら、地域課題を把握し、高齢者が生活しやすい地域づくりを目指していきます。また、「地域ケア会議」に専門的なアドバイザーを活用して「個別地域ケア会議」を開催します。</p>	<p>《地域包括支援センター運営》9か所 《介護予防センター運営》8か所</p>

⑯権利擁護関係団体との連携	<p>本会では、高齢者や障がいのある方の権利擁護を目的として各種事業を実施します。各事業における関係機関や専門職種とのネットワークを活かし、札幌市における権利擁護を推進するために、連携、情報共有を図ります。</p>	<p>《障がい者虐待防止相談事業ネットワーク会議》 年2回 《日常生活自立支援事業関係者連絡会議》 年1回 《成年後見に関わる専門職機関・団体との連携会議》 年1回</p>
⑰障がい者関係団体との連携強化	<p>町内会、福祉のまち推進センター、民生委員児童委員協議会などのインフォーマルな社会資源と、自立支援協議会や障がい福祉関係者とを繋ぐパイプ役を担い、障がいがあっても安心して生活が継続できる環境の整備に努めます。</p> <p>市自立支援協議会では、関係職員が参加・協力するとともに、各区に設置された自立支援協議会地域部会との連携により、障がい者団体との情報共有を図り、地区福まち活動などへの情報発信の推進を図ります。</p>	
⑱情報センター管理運営事業	<p>子育て世代や若者世代等幅広い層へ向けた情報発信機能、交流機能の強化を図ります。福祉の専門図書室としての独自性を活かし、福祉関係の図書資料を充実させていきます。また、福祉の情報センターとしての機能を高めるために、情報発信のあり方についての検討を進めます。</p>	<p>《蔵書数》 22, 861冊 《朗読会・参加者数》 8回 485人</p>
⑲社会福祉総合センター管理運営事業	<p>社会福祉活動推進の拠点として、福祉関係者をはじめ、広く一般市民へ会議・研修等の場の提供として会議室の貸出を行います。また、1階アトリウム（ロビー）スペースを開放し、関係団体等の協力を得、手話講座、介護講座、ミニコンサート、障がい者作業所製品のマーケット等を定期的で開催し、有効活用を図っていきます。今後も継続して、市民の福祉への理解と関心を高めるために積極的な取り組みを進めていきます。</p>	<p>《利用者数》 248, 373人 《福祉販売》 開設140日 延べ296事業所 《講座等》 68日 延べ1, 725人</p>

<p>⑳民児協との連携</p>	<p>札幌市民生委員児童委員協議会の事務局を担い、各種会議・研修の運営を行い、民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり等を進めるとともに、地区福祉のまち推進センター及び福祉推進委員会等と連携し、見守り訪問活動を中心とする日常生活支援活動を推進します。</p>	
<p>㉑老施協との連携</p>	<p>市内の老人福祉施設で構成する札幌市老人福祉施設協議会と連携し、地域貢献活動や施設機能の有効活用により地域福祉を推進します。</p>	
<p>㉒身障連協との連携</p>	<p>市内の障がい者支援施設等で構成する札幌市身体障がい者福祉事業連携協議会と連携し、身体障がい者福祉事業の向上、人材育成を目的とした合同研修事業等の実施により、地域福祉を推進します。</p>	

【支援する】

1 見守り・訪問活動の推進

地区福祉のまち推進センターを中心に、各単位町内会に福祉推進委員会等を設置し、町内会、民生委員・児童委員、老人クラブ等と協力して、見守り・訪問活動を推進します。

2 交流・生きがいづくりの推進

ふれあい・いきいきサロン、地域の食事会、三世代交流事業、すこやか倶楽部、老人福祉センターの各種講座やサークル活動など、地域における交流と生きがいづくりの場を設置し、孤立化を防止し、誰もが活躍できる生きがいを感じる環境づくりを進めます。

3 生活支援（家事、除雪、子育て、外出など）

(1) 家事、ちょっとした困りごと

ひとり暮らしの高齢者等にとっては、壁掛け時計の電池や電灯の交換、重たい家具や荷物の移動、家電製品の故障など、ちょっとしたことも困りごととなります。「一日中、誰とも会話をしていない」、「一人での入浴に不安を感じる」という方もいます。

地区福祉のまち推進事業の福祉推進員・住民協力員やボランティア活動センター・区社協の登録ボランティアが、見守り・訪問、話し相手をはじめとする日常生活の「ちょっとした困りごと」を支援し、安心を提供します。

また、買物や掃除、調理などの「日常的な家事」ができず、在宅生活の継続が困難となることもあります。地域支え合い有償ボランティア事業・ほっ・とプラザの協力員が日常的な家事を支援します。

(2) 除雪

高齢者や障がい者世帯等が、降雪により外出ができなくなることがないように、福祉除雪サービス事業の地域協力員が、玄関前の除雪を支援します。

(3) 子育て

0歳から小学6年生までの子育て世帯を対象に、登録した提供会員が、保育所・幼稚園の送迎、託児、預かりなどにより支援します。

また、ふれあい・いきいきサロンでは、子育ての経験があるボランティアなどが、子育てに関する相談や情報提供を行います。

(4) 外出

ボランティア活動センター、区社協が紹介する登録ボランティアや地域支え合い有償ボランティア事業（ほっ・とプラザ）の協力会員が、通院や買物などの外出を支援します。

4 権利擁護の推進

(1) 日常生活自立支援事業

高齢や障がいなどで判断能力に不安のある方に対して、生活支援員が福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス等を行い、安心して自立した生活が送れるように支援します。

(2) 成年後見制度に関する各種事業

① 成年後見制度利用支援事業、法人後見事業

市内に居住する身寄りのない認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の保護を図るために、市長が行う成年後見等の申立てや、市が実施する後見人等への報酬助成に関する事務を行います。

また、家庭裁判所の審判を受けて法人として後見人等に就任し、後見業務を行い、被後見人等の生活を支援します。

② 市民後見推進事業

少子高齢社会が進展する中、判断能力の低下した認知症高齢者や障がいのある方の権利擁護を推進することがより重要となっています。従来の親族や専門職による後見人だけではなく、本人とのコミュニケーションや見守り活動等の身上監護(身上保護)を重点とした市民後見が注目されています。社会貢献に関心の高い市民を対象に「市民後見人」の養成を行い、成年後見制度を推進します。

(3) 福祉サービス苦情相談事業

福祉サービス利用についての苦情をはじめとする福祉全般の苦情を受け、利用者の利益を保護するとともにサービスの質の向上を図ります。

(4) 虐待相談

① 障がい者虐待相談事業

障がい者虐待を防止するために、相談ができる窓口を設け、障がい者虐待に関する知識等の啓発・普及を図るとともに、必要に応じて適切な支援につなげます。

② 高齢者虐待電話相談事業

高齢者虐待を防止するために、相談ができる電話窓口を設け、高齢者虐待に関する知識等の啓発・普及を図るとともに、必要に応じて適切な支援につなげます。

③ 障がい者あんしん相談事業

障がいのある方の権利擁護に関する相談窓口を設け、地域の中で安心して生活できるよう支援します。

5 介護予防の実施

(1) 地域包括支援センター（8包括支援センター）

地域包括支援センターは、地域包括ケア体制の構築に向けて、介護保険サービスのみならず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、近隣での支え合いなど、多様な社会資源を有機的に結びつけることを目指しています。主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士といった複数の専門スタッフが協働し、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることができるように支援します。

(2) 介護予防センター（6 予防センター）

介護予防センターは、介護予防に関する情報の提供等やすこやか倶楽部、転倒予防教室などの開催、総合的相談支援、介護予防の啓発をとおして、生活機能が低下している高齢者を把握し、地域包括支援センターにつなげるなど、地域包括支援センターを補完する役割を果たします。

(3) 老人福祉センター

老人福祉センターは、各種相談や健康・教養講座、レクリエーション等を提供し、高齢者が、いつまでも元気で、やりがいと役割を持ち、地域社会で活躍できるよう支援します。

(4) 通所介護・介護予防通所介護（老人デイサービス）事業

要介護状態又は要支援状態の高齢者を対象に、通所により各種サービスを提供します。自立的生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ります

6 介護・看護（高齢者、障がい者等）サービスの実施

安心した在宅生活を続けるため、ケアプランの作成や訪問介護・看護サービスを提供します。地域の社会資源を有効に活用し、単なる介護サービスの提供に終わらず、その人らしい生き方や尊厳のある終末期を過ごせるよう支援します。

7 災害ボランティアセンターの設置・運営

被災後、札幌市からの設置要請に基づき災害ボランティアセンターを設置します。このため、災害時、速やかに災害ボランティアセンター立ち上げ、円滑な運営ができるよう、社協・行政・NPO やボランティア団体等との連携強化と体制整備に取り組めます。また、多くのボランティアを受け入れ、ボランティアニーズに対応できるよう、研修や出張講座の開催などをとおして、「災害ボランティアセンター」の普及・啓発を進めます。

【支援する】(P 39～45)

- ①障がい者のスポーツ・遊びの体験事業
- ②ボランティア登録の促進及びコーディネート機能の強化
- ③地域支え合い有償ボランティア事業 (ほっ・と支え合い事業)
- ④福祉除雪事業
- ⑤企業・団体による除雪ボランティア事業の実施
- ⑥さっぽろ子育てサポートセンター事業
- ⑦日常生活自立支援事業の推進
- ⑧法人後見事業
- ⑨成年後見制度利用支援事業
- ⑩福祉サービス苦情相談事業
- ⑪高齢者虐待電話相談事業
- ⑫障がい者あんしん相談事業
- ⑬障がい者虐待防止相談事業
- ⑭低所得世帯等の生活課題に対応した総合的な援助
- ⑮中国帰国者生活相談室運営事業
- ⑯地域における包括ケアシステムの構築 (地域包括支援センター)
- ⑰介護予防の普及・啓発とネットワークづくりの支援
- ⑱介護予防センターの運営事業
- ⑲老人福祉センター管理運営事業
- ⑳老人福祉センターにおける地域との協働による高齢者の生きがいづくりの支援
- ㉑老人福祉センターにおいて一般介護予防事業として生活機能向上支援事業の実施
- ㉒長生園管理運営事業
- ㉓保養センター駒岡管理運営事業
- ㉔居宅介護支援事業
- ㉕訪問介護事業
- ㉖訪問看護事業
- ㉗通所介護事業
- ㉘市・区災害ボランティアセンターの推進

【支援する】

事業	事業内容	実績等 (H28)
① 障がい者のスポーツ・遊びの体験事業	屋外スポーツやレクリエーション活動をとおして、障がい者(児)に、自然に触れる喜びや楽しさを体感しながら日々の生活を豊かにしていただくとともに、各障がい施設や事業所間の交流を深めていただく。また、付添い・見守りボランティアに活動していただくことにより、障がい理解を深める一助ともなっている。	《参加事業所》 延べ30施設
② ボランティア登録の促進及びコーディネート機能の強化	市、区社協が一体となって、ボランティア希望者の登録を促進し、活動者を拡大していきます。また、ボランティアの支援を希望している人との調整を適切に行えるようコーディネート機能を強化していきます。	《ボランティア登録者数》 1,320人 610団体 《ボランティア紹介成立件数》 403件
③ 地域支え合い有償ボランティア事業（ほっ・と支え合い事業）	市民の参加と協力を得て、日常生活に支障があり支援を必要とされる高齢者、心身障がい者等が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、ボランティアを派遣し、低廉な料金で市民相互による助け合いの精神にもとづく家事援助・生活援助・外出援助等の各種在宅福祉サービスを提供いたします。	《登録説明会》 年12回（出張2回含む） 《スキルアップ研修》 年4回
④ 福祉除雪事業	高齢者や障がい者世帯等が居住する住宅を、除雪車が除雪後に残す間口の固い雪等を、地域住民・団体等の協力のもと除雪し、同時に声かけ・安否確認をしてもらうことで冬季間を安心して暮らしていただくことを目的としています。	
(1) 福祉除雪活動の担い手確保	冬期間における地域の支え合い活動の推進し、並行して近隣住民による協力者（地域協力員）の確保に向けて、福祉除雪事業のPRを強化します。地区福まちと連携し、若い世代（生徒・学生等）が参加して取り組む地区を増加するとともに、福祉施設・NPO・企業（勤労者）など、幅広い方々への協力を働きかけます。	《利用世帯》 5,165世帯 《地域協力員》 3,485人（291団体）

	(2) 福祉除雪サービス内容の検討	サービス利用者の満足度はこれまで高く推移しているが、より一層ニーズに適応した事業を目指し、サービス内容などについて、引き続き検討します。	
	(3) 福祉除雪事業を通じた地区福まちにおけるコーディネート機能の強化【新規】	地区福祉のまち推進センターが、福祉除雪の利用世帯と協力員のマッチング等を実施することで、福祉除雪事業の充実、地区福まちのコーディネート機能を高めるため、市・区社協が連携・協力し、本事業を推進する。	
⑤企業・団体による除雪ボランティア事業の実施	福祉除雪事業で解決できない除雪ニーズ(除雪する場所等)の解決を図るため、様々な企業・団体、市民ボランティアの協力により、除雪ボランティア事業を実施する。現在は、市単位で事業を実施しているが、今後は、地元の住民組織等とのつながりを深めるために、区単位での事業展開を視野に取り組みを進める。	《参加企業・団体数》 15社・団体	
⑥さっぽろ子育てサポートセンター事業	子育ての支援を受けたい人(依頼会員)と援助したい人(提供会員)により会員組織をつくり、子育て家庭を支援する活動を展開していきます。	《会員登録説明会》 年4回 《区別説明会》 毎月1回 《新規提供会員講習会》 年4回 《レベルアップ講習会》 年2回	
⑦日常生活自立支援事業の推進	認知症や障がい(知的・精神)のために判断能力に不安のある方が、地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理等を支援します。日常生活自立支援事業を必要とする市民に対し、身近な地域で支援ができるよう、契約数や利用受付状況等を考慮しながら、市・区社協相互の態勢整備を行っていきます。	《契約件数》 225件 《生活支援員登録者数》 301人	
⑧法人後見事業	家庭裁判所の審判を受けて法人として後見人等に就任し後見業務を行います。	《受任件数》 6件	

<p>⑨ 成年後見制度 利用支援事業</p>	<p>市内に居住する身寄りのない認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者の保護を図るために、市長が行う成年後見等の申立てに関する事務や市が実施する後見人等への報酬助成に関する事務を行います。</p>	<p>《申立て書類の提出》 28件 《後見人等報酬助成件数》 43件</p>
<p>⑩ 福祉サービス 苦情相談事業</p>	<p>民間の福祉サービスに関する苦情・相談に対して、情報提供、助言、事実確認、当事者間の意見調整及び苦情代弁等を行い、福祉サービスの改善と質の向上を図ります。必要時、福祉サービス調整委員会にて審議し、調査・提言等を行います。</p>	<p>《相談件数》 145件 (内、苦情対応件数 28件)</p>
<p>⑪ 高齢者虐待電 話相談事業</p>	<p>高齢者虐待の防止・早期発見を目指すため、ご本人やそのご家族、保健福祉関係者等からの相談を受け、関係機関と連携を図りながら、虐待の解決を図ります。また、「高齢者虐待ネットワーク運営委員会」に参加し、関係機関とのネットワークによる支援体制強化を図ります。</p>	<p>《相談件数》 28件 (内、虐待対応件数 10件)</p>
<p>⑫ 障がい者あ んしん相談事業</p>	<p>障がいのある方やその家族からの、いじめ、金銭トラブル、職場や家庭での人間関係の困りごとなどの相談に応じ、自立した生活と社会参加を支援するとともに、障がいのある方の権利擁護を推進します。パンフレット等を活用し、市民への周知を図ります。また、相談については、内容に応じて、通常の相談とは別に、月に1度札幌弁護士会所属の弁護士による「無料法律相談」を予約制で行います。</p>	<p>《相談件数》 2,616件 《法律相談》 11件</p>

<p>⑬ 障がい者虐待防止相談事業</p>	<p>身体的・心理的・経済的・性的虐待や介護の放棄(ネグレクト)など、障がい者への虐待に関する相談に応じます。パンフレット、名刺サイズカード、出張講座、各種セミナーを通じて、関係者、障がい当事者、市民への周知を図ります。また、障がい者の虐待防止、早期発見・解決を目指すため、各障がい者施設・団体、警察、労働局、医師、障害者相談支援事業所、行政及び社協等からなる「障がい者虐待防止ネットワーク会議」を年数回開催し、迅速な対応や協力体制の確立を目指します。</p>	<p>《パンフレット部数》 2, 000部 《出張講座》 20回 《セミナー》 2回 《ネットワーク会議》 2回 《相談件数》 164件</p>
<p>⑭ 低所得世帯等の生活課題に対応した総合的な援助</p>	<p>経済状況の低迷により生活困窮世帯が増えており、相談援助活動を通じ、各種資金の貸付利用により、生活意欲の助長促進、就労や社会参加の促進を図り、安定した生活ができるよう支援します。</p>	<p>《相談件数》 27, 229件</p>
<p>⑮ 中国帰国者生活相談室運営事業</p>	<p>中国残留邦人等からの生活相談に対し、定着・自立のために必要な情報提供及び助言等を行います。高齢化に伴って、医療や介護相談が増えており、医療機関等へ訪問し面接や通訳を行います。</p>	<p>《相談件数》 5, 254件</p>
<p>⑯ 地域における包括ケアシステムの構築（地域包括支援センター）</p>	<p>総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援及び介護予防ケアマネジメント業務を通じ、地域の高齢者の自立支援を支えるとともに、生活支援コーディネーター等との連携により地域包括ケア体制の構築を図る。</p>	<p>《受託運営》 8か所</p>
<p>⑰ 介護予防の普及・啓発とネットワークづくりの支援</p>	<p>介護予防の効果を高めるために、地域包括支援センター、介護予防センター、生活支援コーディネーター等と連携し、地区福まちセンター等住民参加による支え合い活動、社協の総合相談機能等を活かした総合的な介護予防システムの構築を目指します。</p>	

<p>⑱ 介護予防センターの運営事業</p>	<p>地域の総合相談、介護予防事業の実施及び介護予防の必要性や手法の普及・啓発、地域介護予防活動の支援を通じ、市民がいつまでも住み慣れた地域で暮らせるよう支援します。</p>	<p>《受託運営》 6か所</p>
<p>⑲ 老人福祉センター管理運営事業</p>	<p>老人福祉センターは高齢者の方々の憩いの場、健康増進の場として、健康増進に役立つ健康体操の実施や健康講話の開催、教養の向上を目指すための教養講座の開催、レクリエーションやサークル活動の支援。その他、地域の方々との交流を深めるためのイベントや地元町内会と連携した行事など行うことにより、地域の福祉の増進を図ります。</p>	<p>《相談事業》 2, 299名 《健康生活応援事業》 33, 512名 《教養講座》 138, 764名 《レクリエーション事業》 180, 457名 ※9施設計</p>
<p>⑳ 老人福祉センターにおける地域との協働による高齢者の生きがいくりの支援</p>	<p>老人福祉センターの空室を高齢者の活動支援の場として、町内会や老人クラブ、自主サークル活動グループ、さらに「ふれあい・いきいきサロン」など地域住民活動グループへ解放することにより、生きがいくりの支援と助長を図ります。</p>	
<p>㉑ 老人福祉センターにおいて一般介護予防事業として生活機能向上支援事業の実施</p>	<p>老人福祉センターにおいて、日常生活に必要な家事能力を維持または向上するための講座を実施することにより、日常生活の活動性を高め、介護サービスに頼らない高齢者を増やし、生きがいくりや自立した生活の継続支援を行うことにより、生活の自立に対する意識向上を図ります。</p>	
<p>㉒ 長生園管理運営事業</p>	<p>環境上の理由及び経済的理由で、居宅において養護を受けることが困難な方を入所により養護するとともに、その方が自立した日常生活を営み、社会参加活動に参加するために必要な指導及び訓練、その他援助を行います。</p>	

<p>⑳ 保養センター 駒岡管理運営 事業</p>	<p>高齢者等への保健休養や生きが いづくりを高めていく運営の他に、 障がい者を含め支援を必要とする 人たちやその家族まで幅広く利用 していただけるような企画提案や プログラムを提供するなど新たな 運営スタイルを推進していきます。</p>	<p>《宿泊者数》 10,772 人 《休憩利用者数》 90,104 人</p>	
<p>㉑ 居宅介護支援 事業</p>	<p>要介護認定を受けた被保険者との 契約により、介護支援専門員が居 宅介護支援を提供します。また、各 種サービス利用等の相談援助、調整 を行います。</p>	<p>《利用者数》 38,963 人 (介護予防含む)</p>	
<p>㉒ 訪問介護事業</p>	<p>居宅サービス計画及び訪問介護 計画に基づき訪問介護を提供しま す。</p>	<p>《利用者数》 訪問介護 13,133 人 介護予防 11,450 人</p>	
<p>㉓ 訪問看護事業</p>	<p>看護師、理学療法士等により、高 齢者、障がい者への在宅療養を支 援します。</p>	<p>《利用者数》 916 人</p>	
<p>㉔ 通所介護事業</p>	<p>要介護または要支援状態にある 高齢者に対し、通所により各種のサ ービスを提供することによって自 立的生活の助長、社会的孤立感の解 消、心身機能の維持向上等を図ると ともに、その家族の身体的、精神的 な負担の軽減を図ります。</p>	<p>《実利用者数》 5,406 人(7か所合計)</p>	
<p>㉕ 市・区災害ボラ ンティアセンタ ーの推進</p>	<p>札幌市において、大規模災害が発生し、災害時のボランティア受 入体制、活動を円滑にするため、札幌市・区災害ボランティアセン ター設置・運営を想定したマニュアルを作成し、日頃からの地域の 見守り活動や支え合い活動、関係機関ネットワークの連携、災害支 援ボランティア活動について出張研修等を通じて普及啓発を図ると ともに、災害時のボランティアを養成する講座を開催します。</p>		
	<p>円滑な設置・ 運営に向けた 取組</p>	<p>災害時、災害ボランティアセンタ ーの設置要請に対し円滑に対応で きるよう、社協・行政・NPO やボ ランティア団体等との連携強化と 体制整備に取り組めます。</p>	<p>《札幌市災害ボランティアセ ンターの設置・運営に関す る協定》 《関係機関との連絡調整会議 の開催》 《札幌市防災行政無線局の設 置》 《災害ボランティアセンター 設置・運営マニュアルの普 及・啓発》</p>

<p>災害ボランティア活動の普及・啓発</p>	<p>災害時の支え合いの大切さを普及啓発するため、福まち、町内会、各種学校等への出張研修等により、災害時地域支え合い講座を開催します。さらに、災害支援ボランティア講座を開催し、災害ボランティアセンターの支援やボランティア活動のリーダーを担う人材を養成するとともに、継続的にフォローアップ研修等を実施します。</p>	<p>《職員対象研修》 年1回開催 《災害ボランティア研修》 年1回 52人 《災害時地域支え合い講座》 年12回 369人</p>
-------------------------	---	---

【組織を強くする】

地域社会の多様化に伴い、地域課題も多様化・複雑化しています。課題によっては、既存制度だけでの解決が難しい場合もあります。また、社協単独での支援では解決が難しい場合も多くなっています。「社協の限界＝支援の限界」ではなく、社協が様々な団体等と結びつくことで、強くなり、支援の限界を超えることができます。多くの市民や団体、企業等との協働した取組を推進します。

1 企業・団体との連携

地域課題を解決するため、福祉分野に限らず、多様な企業・団体との連携を強化します。企業・団体による見守り活動（地域見守りネットワーク推進）や障がい者のスポーツ・遊びの体験事業など、企業と協働展開した活動事例を広く周知し、企業・団体との協働による取組を推進します。

2 寄附・賛助会員制度のPR

地域課題の解決には、活動財源の確保も必要です。従来、多くの活動は、札幌市等からの補助金・委託費により賄われてきました。今後、増え続けるニーズに対応するためには、公的資金の確保だけでは難しいと考えられます。ファンドレイジング活動を積極的に展開し、市民の金銭的（経済的）支援による参加を促進し、活動財源の確保につなげます。

3 広報活動の強化

本計画を推進するためには、社協の活動に賛同する市民を増やすことが必要不可欠な条件となります。多くの市民に社協の活動を知っていただき、共感から参加につながることを目指し、広報活動を強化します。

《関連する主な事業》

【組織を強くする】（P 47）

- ①企業・団体との協働による事業展開の推進
- ②ファンドレイジング活動の強化
- ③広報・啓発活動の充実強化

【組織を強くする】

※最も関連の深い事業を記載しています。

事業	事業内容	実績等 (H28)
①企業・団体との協働による事業展開の推進	見守り・訪問活動、生活支援、生きがいづくり、集いの場、災害支援など、地域課題を解決する活動を、企業・団体の参画を得て推進します。	
②ファンディング活動の推進	役職員一人ひとりが、社協の広報マンでありファンデレイザーとして積極的に行動し、社協活動への共感を広げ、寄付者や賛助会員の増強を図り、安定的な自主財源の確保を目指します。	《寄付件数》 50件 (物品：7件 金額：7,384,489円) 《賛助会員》 32団体 個人183名(840,000円)
③広報・啓発活動の充実強化	各種広報媒体を積極的に活用して、社協の価値・魅力を発信すると共に、幅広く市民に地域福祉活動への参加や関心を促します。	《広報戦略会議の設置・運営》 会議開催：10回 《実施項目》 ・広報誌の見直し ・ホームページの見直し ・ロゴの作成 ・広報担当部門の設置 ・リクルート戦略の検討

【チャレンジする】

現在、私たちは、少子高齢・人口減少という大きな課題に直面しています。国においては、『社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針』（平成29年厚生労働省告示第355号）を告示し、地域共生社会の実現を目指しています。この指針では、「地域住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みることができる環境の整備」、「身近な圏域において地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備」、「多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築」に取り組むことが期待されています。

これらのことを踏まえ、本計画においても下記の新たな取組にチャレンジします。また、本計画を推進するうえでは、新たな課題に直面した場合、計画期間中においても、取組の見直しや新設を行い、柔軟に対応していきます。

- ① コミュニティソーシャルワーク機能の強化
～「地域支援」、「個別支援」、「仕組みづくり」の強化～
- ② 新たな市民参加の仕組みづくり
 - (1) 高齢者等のやりがい・生きがい探し支援
 - (2) 市民がいきいきと活動する機会の創出
～高齢者等の生活支援ニーズに対する推進体制の整備～
 - (3) 未来の地域福祉の芽を育む～やさしい心をはぐくむころみ～
- ③ 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの検討
- ④ 新たな地域福祉活動の拠点・居場所の調査研究（新たな相談支援体制づくり）

※ 事業内容は、P11～18 『1新)さっぽろ市民福祉活動計画が【チャレンジする】新たな取組』に掲載しています。

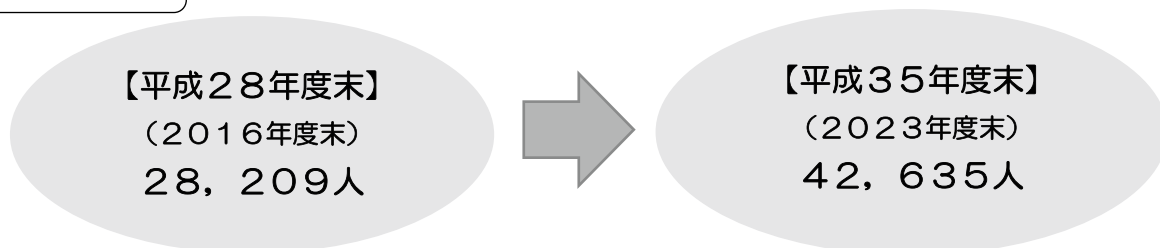
なお、各事業の推進にあたっては、下記事項に留意して取組を進めます。

- ①町内会等住民組織や様々な団体等との共通の認識のもと、地域全体がともに取組むこと
- ②従来の福祉の対象者に限らず、地域では声を上げにくく、特段の配慮が必要となる方々（DV被害者、刑務所出所者、在留外国人等）も含めて相談を受け止める体制にすること
- ③分野を超えた支援を地域に根づかせるため、専門職における縦割りの弊害が生じないようにすること

3 活動計画の成果指標

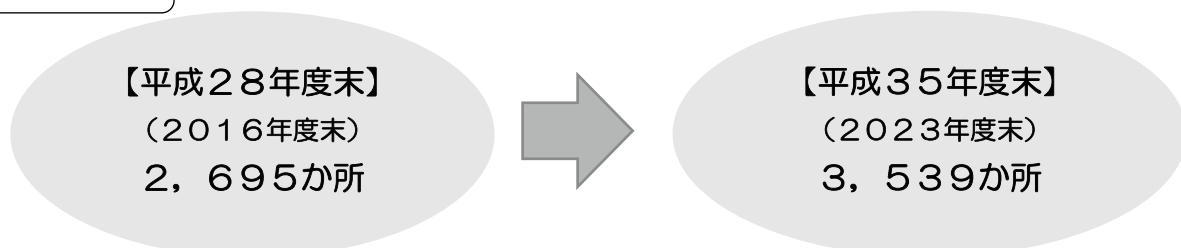
本計画は、基本理念を『みんなが主役！お互いに支え合うやさしいまちづくりに向けて』とし、市民が参加するまちづくりを目指します。また、『地域を基盤とするコミュニティソーシャルワーク機能の強化』し、多様な課題への対応することを基本目標としています。この理念と目標を達成するための、『アクション』（共感する、育成する、つなげる、支援する、組織を強くする、チャレンジする）をとおして、活動に参加する市民を増やし、連携した支え合い活動につなげることを目指しています。このことから、「市民参加が増えたか」、「支援の形（活動の主体）が増えたか」を本計画の成果指標とします。

参加する市民



福祉推進員・住民協力員	11,151人	⇒	12,000人
地域見守りサポーター	9,218人	⇒	20,000人
ボランティア登録者	1,320人	⇒	2,200人
福祉除雪地域協力員	3,485人	⇒	4,000人
ほっ・とプラザ協力会員	544人	⇒	660人
子育てサポートセンター提供会員	736人	⇒	800人
日常生活自立支援事業生活支援員	301人	⇒	350人
市民後見人養成研修受講者	85人	⇒	225人
介護サポーター	1,369人	⇒	2,400人

活動の主体



福祉推進委員会数	1,270単町	⇒	1,500単町
地区福まちコーディネーター（仮称）配置地区数	0か所	⇒	89か所
生活支援に関する社会資源の数	111か所	⇒	300か所
ふれあい・いきいきサロン登録数	704か所	⇒	1,000か所
ボランティア団体	610団体	⇒	650団体

《詳細説明》

◆福祉推進員・住民協力員

福祉推進員：福祉のまち推進事業において、対象者の自宅を定期的に訪問し、その様子を見守り、必要に応じて民生委員・児童委員等への連絡、関係機関へつなぐ役割を担う方々

住民協力員：身近な隣人として、声かけや見守り、買い物・ゴミ出し等日常的な手助けを行う役割を担う方々

◆地域見守りサポーター

地域の見守り活動に参加する企業や学校、老人クラブ等幅広い組織・団体の方々

◆ボランティア登録者

市社協ボランティア活動センターまたは区社協に、希望するボランティア活動の内容、活動できる日時・地域等を登録した個人・団体のボランティア

◆福祉除雪地域協力員

高齢者や障がい者世帯等が居住する住宅を、除雪車が除雪後に残す間口の固い雪を除雪し、声かけ・安否確認をする地域住民・団体等の協力者

◆ほっ・とプラザ協力会員

日常生活に支障がある高齢者等を対象に、必要な支援を行う有償ボランティア会員

◆子育てサポートセンター提供会員

子育てに関心があり、実際に子育ての支援を行う札幌市内在住の 20 歳以上の有償ボランティア会員

◆日常生活自立支援事業生活支援員

定期的に利用者の自宅等を訪問し、専門員が作成した支援計画に基づき、預金の払戻しなどの支援を行う方々

◆市民後見人

一定の基礎知識と技術を習得した後、家庭裁判所からの審判を受けて後見活動を行う一般市民による成年後見人

◆介護サポーター

自らの健康を維持することを目的に、介護保険施設で介護サポーターとしてボランティア活動を行う 65 歳以上の方々

◆福祉推進委員会

町内会・自治会圏域をひとつの単位として、地域の支え合い活動を実践していく組織

◆地区福まちコーディネーター（仮称）

地域の困りごと（ニーズ）を地域の関係者や専門機関と協働し、共に解決できるよう調整する役割を担う方

◆生活支援に関する社会資源

高齢者等に対する居場所、家事援助や移動支援等に関するサービス（民間・有償含む）や住民主体の助け合い活動など（P48 の数は市社協が生活支援体制整備事業等で把握している活動数）

◆ふれあい・いきいきサロン

高齢者や障がい者、子育て家庭等の孤立感の解消や生きがいつくり等を目的に、住民同士が身近な地域において日常的に集まり、交流活動を広げていく場

活動計画の推進にあたっての役割

	主な取組	市社協	区社協	地区社協(地域福まち)	地域住民ボランティア	町内会(地域団体含む)	民生委員児童委員	地域包括支援C 介護予防C	福祉・保健 医療・法律 関係者	福祉団体 NPO	企業	札幌市
共感	1 児童・生徒・学生への福祉教育	中心・支援	中心・支援	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力
	2 一般への福祉教育	中心・支援	中心・支援	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力
育成	1 地域の担い手の育成	中心・支援	中心・支援	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	中心・支援 協力・参加	中心・支援 協力・参加	中心・支援 協力・参加	協力
	2 福祉人材(専門職)の育成	中心・支援	支援・協力	協力	協力	協力	協力	協力	協力	協力	協力	協力
つながる	1 地縁組織の連携	中心・支援	中心・支援	中心・支援 協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力
	2 市民同士の連携	中心・支援	中心・支援	中心・支援 協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力
	3 多様な機関・団体との連携	中心・支援	中心・支援	中心・支援 協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力
支援する	1 見守り・訪問活動の推進	中心・支援	中心・支援	中心・支援 協力・参加	中心 協力・参加	中心 協力・参加	中心 協力・参加	支援・協力	協力	協力	協力・参加	協力
	2 交流・生きがいがいくぐりの推進	中心・支援	中心・支援	中心・支援 協力・参加	中心 協力・参加	中心 協力・参加	中心 協力・参加	支援・協力	協力	協力	協力・参加	協力
	3 生活支援(家事、除雪、子育て、外出など)	中心・支援	中心・支援	中心・支援 協力・参加	中心 協力・参加	中心 協力・参加	協力・参加	支援・協力	協力	協力	協力・参加	協力
	4 権利擁護の推進	中心・支援	中心・支援	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	支援・協力	協力	協力	協力	協力
	5 介護予防の実施	中心・支援	中心・支援	中心・支援 協力・参加	中心 協力・参加	中心 協力・参加	協力・参加	中心・支援	協力	協力	協力・参加	協力
	6 介護・看護(高齢者、障がい者等)サービスの実施	中心・支援	中心・支援	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	支援・協力	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力
	7 災害ボランティアセンターの設置・運営	中心・支援	中心・支援	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	支援・協力	協力	協力・参加	協力・参加	協力
強くする	1 企業・団体との連携	中心・支援	中心・支援	協力	協力	協力	協力	協力	協力	協力	協力	協力
	2 寄附・賛助会員制度のPR	中心・支援	中心・支援	協力	協力	協力	協力	協力	協力	協力	協力	協力
	3 広報活動の強化	中心・支援	中心・支援	協力	協力	協力	協力	協力	協力	協力	協力	協力
チャレンジ	1 CSW 機能(個別支援、地域支援、仕組みづくり)の強化	中心・支援	中心・支援	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力
	2 新たな市民参加の仕組みづくり	中心・支援	中心・支援	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力
	3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	中心・支援	中心・支援	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力・参加	協力	協力

第4次計画(H24～29)

主な事業の成果と課題

第4次計画の基本理念と基本目標

基本理念	基本目標	具体的取り組み
だれもが孤立せずに お互いに支え合う やさしい街づくりの実現に向けて	Ⅰ 市民がお互いに 支え合う活動の 推進	1 地区社協の活動強化
		2 福祉のまち推進事業の充実
		3 ふれあい・いきいきサロンの普及と拡充
		4 福祉除雪サービス事業の充実
		5 ボランティア活動の振興・普及の強化
	Ⅱ 福祉的な支援を 必要とする方々 を支える活動の 推進	1 高齢者・障がい者生活あんしん支援センターの運営
		2 福祉サービスの人材の育成と質の向上
		3 地域包括ケアシステムの推進
		4 低所得世帯等への支援の推進
	Ⅲ 地域の社会資源 との連携・協働に よるネットワーク の推進	1 広報・啓発活動の充実強化
		2 市民への福祉情報の提供
		3 福祉教育の推進(再掲)
		4 障がい者関係団体とのネットワークの強化
		5 企業等が参加しやすい福祉貢献の環境づくり
6 地域での子育て支援の充実に向けた環境づくり		
7 地域におけるネットワークの推進(再掲)		

福祉のまち推進事業の推進(日常生活支援の推進、マニュアル作成、フォーラム)

【事業内容】

- ・町内会・自治会に対する福祉推進委員会の設置を推進し、福祉推進委員会が活動しやすい環境を地区福まちが担っていく体制を整備する。
- ・福祉推進委員会で行われている先進的な活動を事例集としてまとめるほか、福まち20周年に際し先人達の知恵をまとめた冊子を作成する。
- ・地域福祉活動の成果と方策を、より多くの市民や関係団体に対し発信するとともに、多様な団体の参画と連携による地域福祉活動を充実・強化するため、市民活動フォーラムを開催する。

【達成目標】

- 日常生活の推進
推進委員会設置 1200→1500
- マニュアル作成 年間1冊
- フォーラム 年1回開催

【成果】

【課題】

○福祉推進委員会設置状況

	H24	H28
地区	72地区	77地区
町内会	1,124町内会	1,270町内会

○活動マニュアルや活動事例集を毎年作成することにより、活動の成果や教訓を次代の活動者に着実に伝承することができました。

○市単位でのフォーラムの開催、区単位での活動交換会開催により地域福祉活動を充実・強化することができました。

○地区福まちの拠点の活性化や事務局機能の強化など、福祉推進委員会の新規設置を単町に働きかける体制強化が必要です。

○活動記録票の作成など、具体的な実践活動をととして活動の「見える化」を進め、住民参加の裾野を広げる取組が必要です。

○活動者に対する周知機会の確保には努めてきましたが、市民全体への周知・啓発機会の拡充が必要です。

福祉のまち推進事業の推進(日常生活支援の推進、マニュアル作成、フォーラム)

【事業実績】



市民活動フォーラム



福祉推進委員会活動



マニュアル冊子



I 市民がお互いに支え合う活動の推進～住みなれた街でいつまでも安心して暮らすために～

見守り・訪問活動強化事業～全市に広げよう「声かけの輪」！～

【事業内容】

- ・急増する65歳以上の一人暮らし世帯や高齢夫婦、また、札幌市外からの転入高齢者などを見守り支援するとともに、社会的孤立から生まれる孤立死、虐待、消費者被害などの問題等をできる限り早急に予防・発見し対応する仕組みづくりを進めるため、福まちの「見守り訪問活動」の強化を図る。
- ・「見守り・訪問の日(毎月3日)」を制定しポスター等により、見守りの意識啓発を図る。
- ・見守り活動への参加を促進するため、これまで、日中、仕事や学校等で活動できなかった方々が、見守り活動に参加していけるように、「地域見守りサポーター養成講座」を引き続き実施する。

【達成目標】

見守りサポーター
1,400人
→10,000人

【成果】

- 見守り活動実施地区は80地区(H24)から87地区(H28)へと拡大しました。
- 平成25年に毎月3日を「見守り・訪問の日」として制定したことにより、セブンイレブンやホームマック、イオンなど、企業による事業協力も広がりました。
- 併せて市・区社協での関連グッズ作成やキャラクターの活用が加速し、社協及び見守り活動のPR機会が増えました。
- 協力企業の増加により、地域見守りネットワーク推進会議が設置されるなど民間連携もすすみ、見守り意識の高揚につながりました。
- その結果、見守りサポーターも達成目標に近づいています。(H24 4,369人 → H28 9,218人)

【課題】

- 〔見守り訪問活動の強化〕
- 地区福まちが、福祉推進委員会の活動状況を把握し、それぞれの状況に応じた支援を、区社協と共に展開していく体制作りが求められます。
- 住民のみならず、地域と企業が連携した見守り活動など、新たな事業展開の開発、モデル的取組の推進も必要です。
- 〔見守り訪問の日PR関連〕
- グッズ(見守りキャラクターまもりんを含め)の作成、配布にとどまらず、活動と関連づけしていく工夫が求められます。
- 〔見守りサポーター関連〕
- 受講者のフォローアップや活動への結びつけも検討が必要です。

見守り・訪問活動強化事業～全市に広げよう「声かけの輪」！～



見守り訪問活動



PR活動



見守りサポーター養成研修



Twitterなどによる新たな啓発活動

ボランティア活動センターにおける各種福まち研修の充実

【事業内容】

- ・ボランティア活動センターにおける地区福まち活動者を対象とした各種研修を充実する。
- ・区社協と連携し、福まち出張研修を充実していく。

【達成目標】

研修メニュー 30→150講座
出前講座 50→250講座

【成果】

○集合研修、出張研修両方の形式を用意することにより、受講を希望する地区、単町に対して柔軟できめ細かい支援を展開することができました。

○区社協における各種福まち支援事業との連携により、多様な研修ニーズに対して総合的に対応することができました。

○出張研修では、災害時地域支え合い講座や見守りサポーター養成研修など福まち活動への参加者拡大につながるような派遣要請が多く、地域における潜在的な研修ニーズを掘り起こすこともできました。

【課題】

○出張研修の要請が減少しています。特に災害時地域支え合い講座や見守りサポーター養成研修が減少しており、研修ニーズを掘り起こすうえでも新たな研修プログラムの開発が必要です。

○集合型研修と出張講座のそれぞれの位置づけや特徴を生かしたプログラムの開発が必要です。

○生活支援体制整備など、地域における新たな支え合い事業に対応した研修プログラムも求められています。

○広報誌発行研修や個人情報研修など専門的な内容に対応できる講師陣の確保と育成も急務です。

ボランティア活動センターにおける各種福まち研修の充実

【事業実績】

(実績)

	H24	H25	H26	H27	H28	計
研修メニュー数	31講座	28講座	26講座	28講座	28講座	—
出張研修回数	173回	83回	57回	42回	41回	396回



サロン研修(簡単レクリエーション編)の様子



福祉マップ研修の様子



コミュニケーション研修の様子

I 市民がお互いに支え合う活動の推進～住みなれた街でいつまでも安心して暮らすために～

在宅生活を支える方々への支援～ケアマネジャー・ホームヘルパー・訪問看護師による在宅(介護)生活に関する助言や指導～
※札幌市在宅福祉サービス協会との統合による新規計上

【事業内容】

・在宅支援のエキスパートとして、在宅療養生活に関する知識や技術を、地区福まちと連携のうえ広く周知していく

【成果】

【課題】

○区社協と連携し、福まち役員へ介護についての講話や介護事業の説明などを行い、福祉ニーズを発掘し、アウトリーチの手法で取り組むことができました。

○郵便局などと連携し定期的な介護相談会を実施することにより、地域住民に周知を行うことができました。

○町内会やマンション住民の福祉、介護の勉強会で、訪問看護の講話を行い、在宅医療について講話を行うことができました。

○各区で行われてる在宅療養協議会、在宅ケア連に参加し、運営への協力、ジボジストとして参加し、在宅医療、介護の連携を強化することもできました。

○各事業所にて、地域組織、団体との連携を図っていますが、昨今の人材不足の中で、積極的に取り組みを進めていくまでは至っておらず、依頼にもとづいた調整・対応にとどまっている状況です。

○各区に事業所が存在する強みを生かし、地域の介護課題を身近な地域で速やかに解決できるため、地域と一体になった介護事業の展開がますます望まれています。

在宅生活を支える方々への支援～ケアマネジャー・ホームヘルパー・訪問看護師による在宅(介護)生活に関する助言や指導～

【事業実績】



民生委員、区社協との共催による大型複合商店での相談会・パネル展



区ケア連等外部シンポジウムでの登壇と連携強化



地区福まち主催お食事会での介護予防相談会コーナーを担当



認知症ってどんな病気？
最近物忘れがひどくなった…
〇〇郵便局と相談会のお知らせ！

～心と心をつなぐ

地域支援も必要です～

<対象：認知症などの不安のある人、支援・応援したい方>

相談月日(曜日)	時間
1月13日(金)	10時～12時
2月15日(水)	
3月15日(水)	

場所：〇〇郵便局ロビー

～あなたも不安解消して認知症リポーターになりませんか？～

お電話でも承ります ⇒ 〇〇11-XXX-XXXX



気軽に
どうぞ

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会

郵便局と連携した介護相談会チラシ

I 市民がお互いに支え合う活動の推進～住みなれた街でいつまでも安心して暮らすために～

ふれあい・いきいきサロン縁結び事業～ふれあい・いきいきサロンの輪を広げます!～

【事業内容】

- ・単位町内会など、身近な地域でのサロンの開設につながるような支援を、市・区社協が一体となり推進する。
- ・サロン開催場所の支援として、地域の施設・学校・企業等から利用可能なスペースの情報を収集する。
- ・新規サロン開設に関する相談やサロン運営上の悩み・困りごとに対応するため、サロン活動者による相談支援体制づくりを進める

【達成目標】

サロン数 481→1000

【成果】

【課題】

○サロン一覧や、ふれあい・いきいきサロンだよりの発行、活動支援の一環としての芸能ボランティア情報の送付など、市民に対するサロン活動の周知と活動者への情報提供に努めました。

○市・区社協において地区福まちや単位町内会に対して、サロン活動の取り組みや支援について説明しました。

○手稲区においては活動場所の情報提供についても取組が行われました。

○以上の取り組みから、平成28年度末には、登録サロン数も704か所(累計935か所)となり、市民にとって身近で気軽に集まれる場所になっています。

○定期的な情報発信により、サロン同士の活動理解は進みましたが、縁結び(人・場所)にかかわる取組までには至っておらず、今後、解決すべき課題として残っています。

○区社協で進めている様々な縁結びにかかわる実践を、区社協間で共有し、全市的な取組へと広げることが必要です。

ふれあい・いきいきサロン縁結び事業～ふれあい・いきいきサロンの輪を広げます!～

ふれあい・いきいきサロンだよ 28年9月号(9月発行)

札幌市社会福祉協議会 地域福祉課 発行

住所：札幌市中央区大通西19丁目1-1 札幌市社会福祉協議会センター3階
電話：011-614-3344 FAX：011-614-1109
ホームページ：http://www.sapporo-shakyo.or.jp/

市民向け
サロンの開催場所なども周知するチラシを作成!

札幌市社会福祉協議会 地域福祉課 発行

ふれあい・いきいきサロン情報 28年9月号

楽しく 気軽に 無理なく

～ふれあい・いきいきサロンは、身近なところで気軽に集まることのできる場所です。～
～サロン活動を通して楽しいひとときを過ごしましょう～

ふれあい・いきいきサロンの効果
暮らし・健康増進・孤独感の軽減
思いやりの心
地域活動の活性化
高齢者の生活の質の向上

サロンの種類
地域活動の中心となる活動であり、専門的な知識がなくても、誰でも参加できる活動です。また、地域活動の中心となる活動であり、専門的な知識がなくても、誰でも参加できる活動です。

主催者?
町内会や福祉センター、ボランティアグループ、公民館、学校、企業、NPO等が主催しています。

費用?
参加費を収める場合があります。

今月のサロン情報とトクズ
～サロンをはじめ、町内会が活躍の場～
町内会や福祉センター、ボランティアグループ、公民館、学校、企業、NPO等が主催しています。

活動者向け
サロン活動者向け情報の作成に取組みました!



福祉除雪サービス事業の推進

【事業内容】

・冬期間における地域の支え合い活動の促進を目指し、引き続き近隣住民による協力員登録を増やすとともに、学生や勤労者などの若い世代にも、福祉除雪制度をさらにPRするなど、より多くの方に協力いただけるよう働きかけていく
 ・事業開始以降、利用者の満足度は高く推移してきたが、一層ニーズに適応した福祉除雪制度の実施を目指し、事業内容・利用条件などについて、引き続き検討していく。

【達成目標】

利用世帯
4,000→4,800
協力員
180団体→200団体

【成果】

【課題】

○大学への協力員募集の働きかけや新聞への募集記事の掲載など、新たな協力員の確保に努めました。また、平成26年度からは、協力員が安心して活動できるよう、除雪ボランティア説明会を開催するなど、協力員の定着化に向けた取り組みも始めました。

○福祉除雪見直しプロジェクト会議を設置し、アンケートの内容・実施方法の見直しなど協議しました。

○地区や単位町内会等へ地域協力員を増やすため働きかけるには、区社協による様々な支援の強化が必要です。

○企業や団体、学校、施設など幅広い除雪支援者の確保に向けた取り組みも必要です。

○地域協力員を含む、幅広い除雪支援者の確保(企業・団体・学校・施設や支え合いに関心のある住民等)に向けた取組を進める必要があります。

○市民の除雪ニーズへの適切・効果的に対応するためには、地域の状況を踏まえつつ、新たな自助・共助・公助の役割分担による除雪支援の仕組み作りも検討課題です。

福祉除雪サービス事業の推進

利用実績

	H24	H28
利用世帯	4,336世帯	5,176世帯
地域協力員	174団体 2,942人	280団体 3,485人



福祉除雪活動



協力員説明会



平成28年度
福祉除雪事業のご案内
 申込期間 平成28年 9月1日(木)～平成28年10月4日(火)
 除雪実施期間 平成28年12月1日(木)～平成29年 3月25日(土)

福祉除雪は、地域の支え合いとして行われている事業です。

幅口は幅ね幅 1.5 m
敷地内は歩行に支障のない通路幅(幅ね 80cm)

●利用対象者
●負担金の支払い
●申込先

お問い合わせ先

区分	名称	電話	区分	名称	電話
中央区	中央区社会福祉協議会	031-81113	墨田区	墨田区社会福祉協議会	0315-29663
	中央区民生委員協議会	035-2331		墨田区民生委員協議会	0352-2421
北区	北区社会福祉協議会	757-2462	荒川区	荒川区社会福祉協議会	0366-2431
	北区民生委員協議会	757-2470		荒川区民生委員協議会	0369-2534
東区	東区社会福祉協議会	741-2450	南区	南区社会福祉協議会	0362-2415
	東区民生委員協議会	741-2459		南区民生委員協議会	0362-2736
目黒区	目黒区社会福祉協議会	031-27003	西区	西区社会福祉協議会	031-2588
	目黒区民生委員協議会	031-2443		西区民生委員協議会	031-2942
東洋区	東洋区社会福祉協議会	035-2452	宇都宮区	宇都宮区社会福祉協議会	031-2544
	東洋区民生委員協議会	035-2471		宇都宮区民生委員協議会	031-2478